

栃木県合唱コンクール実施要領
(このコンクールは栃木県合唱連盟規約第 5 条により行うものである)

- 1

名 称

栃木県合唱コンクール
- 2

主 催

栃木県合唱連盟・朝日新聞社
- 3

開 催

年 1 回行い、毎年開催。日時会場は別途決定の上、開催要項で周知する。
- 4

部 門

(1) 中学校部門

同一中学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または複数中学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長の認めた 8 人以上の合唱団であること。

(2) 高等学校部門

※ 同一の中高一貫校に在籍する生徒で編成する合唱団で中高一貫校として参加する場合には、規定上中学生も高校生として扱うこととし高等学校部門への参加を認める。

ア 高等学校部門 A グループ

同一高等学校の生徒で組織する合唱団、または複数高等学校の生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長が認めた 8 人以上 32 人以下の合唱団であること。

イ 高等学校部門 B グループ

同一高等学校の生徒で組織する合唱団、または複数高等学校生徒で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長が認めた 33 人以上の合唱団であること。

(3) 大学部門

同一大学に在籍する学生で編成する合唱団、または複数大学の学生で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長の認めた 8 人以上の合唱団であること。

(4) 職場部門

同一企業・官庁に属する役員・従業員で組織する 8 人以上の合唱団であること。

(5) 一般部門

ア 一般部門 A グループ

上記 4 部門のいずれにも属さない 8 人以上 32 人以下の合唱団であること。

イ 一般部門 B グループ

上記 4 部門のいずれにも属さない 33 人以上の合唱団であること。
- 5

参加資格

(1) 栃木県合唱連盟に加盟登録した合唱団であること。

(2) 指揮者・伴奏者・独唱者は出場人数には含まないが、これらの者がメンバーに入って歌う場合は出場人数に加える。

(3) 当該年度の合唱名曲シリーズ（課題曲集）を指揮者・伴奏者及び出場人数に相当する冊数を購入していること。ただし中学校部門はこの限りではない。

(4) 当該年度の全日本合唱コンクール支部大会、全国大会に出場権を持つ合唱団は、栃木県大会に審査の対象外で参加しなければならない。但し中学校部門は除く。
- 6

演 奏

演奏は次によるものとする。

(1) 演奏曲

中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

高等学校・大学・職場・一般部門の出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。課題曲は、当該年度の課題曲集から 1 曲選択して全員で演奏しなければならない。自由曲は、曲目・曲数に制限はない。

(2) 演奏順

演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

(3) 演奏時間

ア 中学校部門

曲間をふくめて 8 分以内とする。

イ 高等学校部門

自由曲の演奏開始から終了まで曲間を含めて 6 分 3 0 秒以内とする。

ウ 大学・職場・一般部門

自由曲の演奏開始から終了まで曲間を含めて 8 分 3 0 秒以内とする。

(4) 県・支部・全国大会を通じて、曲目及び形態を変更することは認められない。

(5) シード権を持つ団体は、前年度の演奏形態を変更できない。
- 7

伴奏楽器

伴奏楽器は自由とする。但し、ピアノ（1 台のみ）については主催者がステージの中央に位置を固定して用意する。それ以外の楽器を使用する団体はあらかじめ主催者に連絡し、楽器の準備、経費等について負担する。
- 8

出 場 順

(1) 中学校部門→高等学校部門 A グループ→同 B グループ→大学部門→職場部門→一般部門 A グループ→同 B グループとし、シード団体は各部門の最後に演奏する。

(2) 各部門の出場順は、代表者会議において抽選とする。
- 9

参加申込

参加する団体は所定の様式により、定められた期限までに指定された場所に申し込まなければならない。
- 10

参 加 料

(1) 人数分の金額を申込書の提出と同時に納入する。

(2) 指揮者・伴奏者・独唱者の参加料は必要としないが、これらの者がメンバーに入って歌う場合はこの限りではない。
- 11

経 費

参加に必要な経費は、参加団体の負担とする。
- 12

審 査

学識経験者等の中から本連盟が委嘱した 5 名の審査員が、順位法により審査する。
- 13

推 薦

審査の結果に基づき、栃木県代表が推薦される。推薦ピッチは次の通り。

(1) 中学校部門・高等学校部門・一般部門

参加団体数

5 団体以下の場合

推薦枠

2 団体

6 団体以上の場合

3 団体

11 団体以上の場合

4 団体

16 団体以上の場合

5 団体

ただし中学校部門については、混声合唱の部および同声合唱の部に区分し、双方の参加があった場合は推薦に際して双方から各 1 団体を必ず含む者とする。

また、高等学校部門・一般部門については、代表団体が A または B グループに偏った場合、大学部門・職場部門と同様とする。

(2) 大学部門・職場部門

参加団体数

5 団体以下の場合

推薦枠

1 団体

6 団体以上の場合

2 団体

11 団体以上の場合

3 団体

16 団体以上の場合

4 団体

参加団体が 16 団体以上の場合、5 団体増すごとに 1 団体増やすことができる。

(3) シード団体は上記参加団体数及び推薦団体数のいずれにも含まれない。
- 14

代表者会議

(1) 代表者会議には出場団体の代表者は必ず出席する。

(2) 内容はコンクール出場順番の抽選、周知事項の徹底と確認事項のチェックその他。

(3) 日時会場等、詳細については別途通知する。
- 15

そ の 他

コンクールの審査員決定後はコンクール終了までは、各団体とも当該審査員の指導を受けることを禁止する。